

保険料について

保険料は、国民健康保険に加入している方が、病気やケガをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費の支給にあてられる重要な財源となりますので、必ず納期限内に納めてください。口座振替が原則です。納め方などは36、37ページをご覧ください。

保険料通知書

保険料は「医療分保険料」及び「支援金分保険料」と40歳から64歳までの方は「介護分保険料」を合算したものです。年間保険料は毎年6月に決定し、納付義務者である世帯主にお知らせします。世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合も同様です（擬制世帯主といいます）。また、次のような場合にも、保険料を決定・変更し、世帯主にお知らせします。

- ◎国民健康保険に加入したとき
- ◎国民健康保険をやめたとき
- ◎40歳になったとき（介護分保険料が加算されるため）
- ◎所得金額に変更があったとき
- ◎世帯主が変わったとき
- ◎その他保険料額に変更があったとき（減額等）
- ◎支払方法に変更があったとき

所得税等の保険料控除について

国民健康保険料は、所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。

所得申告の際には、本年中に支払った保険料の金額の記載が必要となりますので、保険料納付時の領収書をご参考に申告して下さい。領収書が発行されない方（保険料を口座振替または年金からの天引きで納付している方）は、1月に送付する国民健康保険料納付済通知書をご参考に申告してください。

令和2年度の保険料を改定しました

●改定の内容

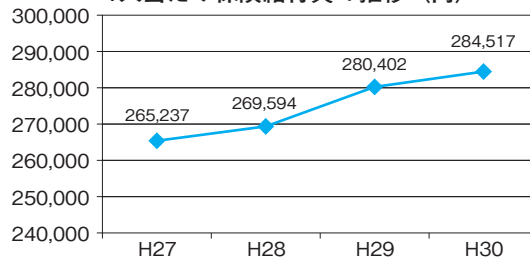
①保険料率の決定

保険料率（所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額）は、被保険者数や給付費の見込みなどから毎年度算出しており、「保険給付費などの費用の見込み」から「公費等の収入の見込み」を差し引いた「保険料の必要額」を、被保険者数や世帯数で割るなどして、決定しています。

具体的な料率などは32・33ページをご覧ください。

なお、千葉市では、医療の高度化や高齢者の加入割合の増加などに伴う医療給付費の増加に対応するため、保険料の収納率向上や医療費適正化の取組みを強化しております。

1人当たり保険給付費の推移（円）



②賦課限度額の引き上げ

国民健康保険法施行令の改正により、賦課限度額を令和元年度の96万円から99万円に引き上げました。内訳は32ページをご覧ください。

●保険料減額の見直し（軽減所得基準の引き上げ）

国民健康保険料は、19歳以上の世帯員全員（所得のない方を含む）の所得申告があり、世帯の所得が一定額以下の場合に、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の7割、5割又は2割を軽減していますが、そのうち5割軽減及び2割軽減について、経済動向等を踏まえ、軽減所得基準を引き上げました。内容は42ページをご覧ください。

国民健康保険料の 計算のしかた

保険料 = 医療分 + 支援金分 + 介護分

※介護保険料（65歳以上の方）の算定とは異なります。

下表は、1年間の保険料の計算方法です。

内 訳	所得割額 (A)	+	被保険者均等割額 (B)	+	世帯別平等割額 (C)	=	算出額 10円未満切捨て
医療分保険料	賦課基準 ※1 × 6.59%		被保険者数 × 19,200円		1世帯当たり 23,760円		医療分保険料 (A) + (B) + (C)
支援金分保険料	賦課基準 ※1 × 2.61%		被保険者数 × 7,320円		1世帯当たり 9,000円		支援金分保険料 (A) + (B) + (C)
介護分保険料	賦課基準 ※1 × 2.11%		被保険者数 × 9,720円		1世帯当たり 7,440円		介護分保険料 (A) + (B) + (C)

支援金分は、後期高齢者医療制度を運営するための財源です。
介護分は、介護保険制度を運営するための財源です（40～64歳対象）。

※年度の途中で加入または脱退した場合は、保険料を月割りで計算します（詳細は35ページをご覧ください）。

1世帯当たりの保険料 医療分保険料 630,000円
賦課限度額は、次のとおりとなります。 支援金分保険料 190,000円
介護分保険料 170,000円

保険料算定の対象となる主な所得

※1 賦課基準の算出方法

所得 (前年1月～12月)	-	基礎控除 33万円	=	賦課基準 100円未満切捨て
------------------	---	--------------	---	-------------------

加入者ごとに算出して世帯で合算したものが賦課基準となります。また、国民健康保険での基礎控除額は所得税（38万円）とは異なります。

※所得税、住民税では、所得から扶養控除、社会保険料等各種所得控除を引いた金額を基に算定しますが、国民健康保険料では、基礎控除のみを引いて算定します。

- ・給与所得（詳しくは34ページをご覧ください）
- ・公的年金所得（詳しくは34ページをご覧ください）
- ・事業所得（営業等、農業）
- ・不動産所得
- ・配当所得
- ・雑所得（公的年金以外）
- ・総合短期譲渡所得
- ・総合長期譲渡所得
(土地や建物以外の財産を売った時の所得)
- ・一時所得（懸賞金等継続性のない一時的所得）
- ・株式譲渡所得
- ・申告分離の上場株式等の配当所得
- ・分離短期譲渡所得
- ・分離長期譲渡所得（土地や建物を売った時の所得）
- ・利子所得
- ・株式の配当等

利子所得、配当所得及び譲渡所得について

利子所得、配当所得及び株式譲渡所得のうち、特定口座による上場株式等の利子所得、配当所得等及び特定口座による上場株式等の譲渡所得について、源泉徴収のみにより課税関係を終了することができる場合は、保険料算定の所得には含まれません。

しかし、これらを含めて確定申告した場合は、利子所得、配当所得及び譲渡所得は保険料算定の対象となる所得に含まれます。

ただし、住民税の課税方法として申告不要制度を選択した場合は、保険料算定の対象となる所得には含まれません。

※上記の所得（前年1月～12月）の合計金額が、保険料算定の対象となります。ただし、繰越純損失等がある場合は、その控除後となります。

※退職所得、傷病手当金、失業手当、遺族・障害年金は保険料算定の対象にはなりません。

給与所得・公的年金所得

国民健康保険料算定にあたり、給与所得及び公的年金所得は、以下のとおりとなります。

●給与所得の計算表

①給与の収入金額の合計額	所得金額
〔給与の収入額の合計額が650,999円までの場合は、〕 所得金額はゼロとなります。	
651,000円から 1,618,999円まで	① - 650,000円
1,619,000円から 1,619,999円まで	969,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	970,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	972,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	974,000円
1,628,000円から 1,799,999円まで	※ ② × 2.4
1,800,000円から 3,599,999円まで	※ ② × 2.8 - 180,000円
3,600,000円から 6,599,999円まで	※ ② × 3.2 - 540,000円
6,600,000円から 9,999,999円まで	① × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円以上	① - 2,200,000円

※② = ① ÷ 4 (千円未満切捨て)

●公的年金等控除表

① × ② - ③ = 年金所得

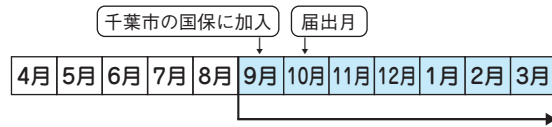
年齢区分	①公的年金等の収入金額の合計額	②割合	③控除額
65歳未満	〔公的年金等の収入金額の合計が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。〕		
	700,001円から 1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	〔公的年金等の収入金額の合計が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。〕		
	1,200,001円から 3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

年度途中に加入・脱退した場合の保険料

- ・年度の途中で国保に加入または脱退された場合は、保険料を月割りで計算します。
- ・保険料は、国保に加入した月の分から納めていただきます。届出をした月の分からはありませんのでご注意ください。

年度の途中で加入したとき

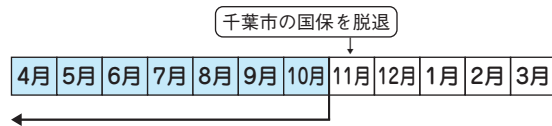
〈例〉9月に国保に加入した場合



保険料は、届出をした月からではなく国保に加入した9月分から（年間保険料の12分の7）納めていただきます。

年度の途中で脱退したとき

〈例〉11月に国保をやめた場合



保険料は、10月分まで（年間保険料の12分の7）納めていただきます。

※国保を脱退したことにより、再計算した保険料が、すでに納付されている保険料額を下回る場合は、差額分の保険料を後日お返しします。

また、再計算した保険料が、すでに納付されている保険料額を上回る場合は、資格喪失後であっても、不足分をお支払いいただきます。

※保険料通知書は、基本的に届出月の翌月に送付します。

保険料の納め方

保険料は次の方法で納期内に納めてください。

納付回数及び納期限

- ・保険料(年額)は6月から翌年3月までの10回払いです。
 - ・納期限は毎月月末です。月末が土日休日にあたる場合は休日明けの日となります(12月納期分は1月4日です)。
- ※年金からの天引きの場合は37ページをご覧ください。

納付の方法

※原則として口座振替としています。(年金天引きを除く)

1. **口座振替** …ご指定の口座から各納期限に各期別の保険料を、または6月期の納期限に1年間の保険料を、一括で引き落とします。

<次のいずれかの方法で申込みできます>

- ①キャッシュカードを各区役所、各市民センター等の窓口にて持参(口座振替開始は原則翌月)

※対応金融機関

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

- ②インターネットから申込 **千葉市 Web口座振替** で検索してください(口座振替開始は申込月の翌月以降を選択)。

※対応金融機関

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、常陽銀行、千葉信用金庫、ゆうちょ銀行

- ③各区役所などで配布している郵送用申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ポストに投函(口座振替開始まで2~3か月程度)

- ④市内の金融機関で、窓口にある申込用紙に記入・押印して金融機関に提出(口座振替開始まで2~3か月程度)

<残高不足により振替ができなかった場合>

前月の保険料と当月の保険料の2回分がまとめて引き落とされま。引落日:翌月末(月末が土日休日にあたる場合は休日明けの日)

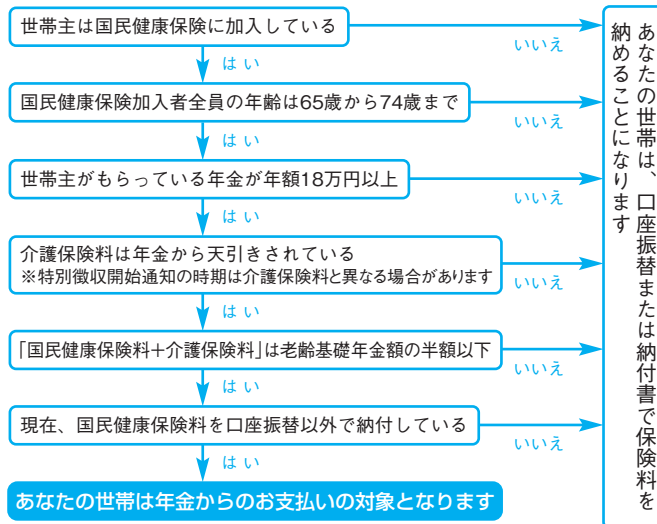
2. **納付書** …毎年6月に1年分(10期分)の納付書をお送りします。

※領収証書(コンビニの場合は領収証書とレシート)を必ず受け取り、大切に保管してください。

3. **年金天引き(特別徴収)** …年金の支払日に天引きされます。

※年金天引きについては、下記の要件を毎年判定します。要件に該当する世帯は、原則として保険料を年金から天引きします。なお、下記のフローチャートは一般的なケースで、当てはまらない場合もあります(口座振替の方は除きます)。

あなたの世帯は年金からのお支払いになる?



年金天引きを希望しない方は、下記のいずれかの方法で口座振替を選択できます(現在口座振替の方は、口座振替を継続しますので、手続きは不要です)。

- ・保険証、キャッシュカードをご持参のうえ、区役所市民総合窓口課で手続きをする。
- ・金融機関などで口座振替の手続きを行い、口座振替依頼書の本人控えをご持参のうえ、区役所市民総合窓口課で手続きをする。

※年金天引きの停止には、上記の手続きから約2か月半~4か月半の期間を要します。

※現在口座振替で納付している方で、年金天引きを希望する方は、区役所市民総合窓口課で手続きをしてください。

年度途中で40歳、65歳、75歳になる方

年度途中で40歳になる方の介護分保険料

被保険者が40歳になった場合、誕生日の月（1日が誕生日の方はその前月）から介護分保険料が、月割りで算定されます。誕生日の翌月に算定し直した保険料通知書を送付します。

年度途中で65歳になる方の介護分保険料

64歳までの国民健康保険の介護分保険料は、あらかじめ誕生日の前月（1日が誕生日の方はその前々月）までの月割分を算定し、6月～3月までの10期に分けて納めていただきます。

また、65歳からの介護保険料は、誕生月（1日が誕生日の方はその前月）からの月割分を算定し、誕生月の翌月から年度末までの納期ごとに振り分け保険料を納めていただきます。

なお、保険料や納期等については、区高齢障害支援課の介護保険室から通知します。

年度途中で75歳になる方の保険料

後期高齢者医療制度に移行する方の保険料は、75歳の誕生日の前月までを月割りで算定し、その額を誕生月の前月までに分けて納めていただきます。

なお、世帯内に75歳未満の被保険者がいる場合は、第10期までに分けて納めていただきます。

※納付する月が重なることはありますが、保険料の二重払いではありません。

非自発的失業者の保険料を軽減

勤務先の倒産、解雇など非自発的な理由により離職した方を対象に、保険料を軽減します。

●対象（雇用保険受給資格者）

雇用保険の失業等給付を受ける方であって、以下の離職理由コードに該当する方

離職理由コード

…11・12・21・22・23・31・32・33・34

※雇用保険高年齢受給資格者証や特例受給資格者証が交付されている方は対象となりません。

●軽減内容

対象者の給与所得を30/100として保険料を算定します。また、高額療養費などの所得区分の判定にあたって、減額後の所得を基に自己負担限度額を判定します。

●対象期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●手続方法

保険証と雇用保険受給資格者証を持参のうえ、区役所市民総合窓口課で手続きをしてください。

保険料の減免について

災害、所得の減少、収容・拘禁の理由により保険料の支払いが困難な世帯については、減免制度があります。減免を受ける場合は申請が必要になります。なお申請は、災害を受けた場合、収容・拘禁された場合を除いて、納期限の7日前までに行ってください。

申請に必要なものはそれぞれの事情により異なるため、お住まいの区の区役所市民総合窓口課にご相談ください。



減免理由	条 件	減免の算定基礎額	減 免 割 合																																											
災害	家屋が半壊・半焼以上の災害に遭った場合、災害月以降に到来する納期の保険料を減免することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・減免対象者の当該年度の所得割額について月割計算をして得た額となります。 ・減免対象月数 災害に遭った月から12か月。 	<p>「災害」の所得割額減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">全壊・全焼</th> <th colspan="2">半壊・半焼</th> </tr> <tr> <th>400万円超</th> <th>400万円以下</th> <th>300万円以下</th> <th>200万円以下</th> <th>100万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="5">世帯前年総所得</th> <th>400万円超</th> <td>40%</td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>400万円以下</th> <td>60%</td> <td>40%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>300万円以下</th> <td>80%</td> <td>60%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>200万円以下</th> <td>100%</td> <td>80%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>100万円以下</th> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			全壊・全焼		半壊・半焼		400万円超	400万円以下	300万円以下	200万円以下	100万円以下	世帯前年総所得	400万円超	40%	20%			400万円以下	60%	40%			300万円以下	80%	60%			200万円以下	100%	80%			100万円以下	100%	100%								
		全壊・全焼				半壊・半焼																																								
		400万円超	400万円以下	300万円以下	200万円以下	100万円以下																																								
世帯前年総所得	400万円超	40%	20%																																											
	400万円以下	60%	40%																																											
	300万円以下	80%	60%																																											
	200万円以下	100%	80%																																											
	100万円以下	100%	100%																																											
所得の減少 〔注1〕	倒産、廃業、失業あるいは一定期間以上の休業などにより、世帯の現年見込総所得が前年総所得より20%以上減少している場合、申請月以降に到来する納期の保険料を減免することができます。 〔注2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・減免対象者の当該年度の所得割額について月割計算をして得た額となります。 ・減免対象月数 申請書を提出した月から年度末までの月数。 <p>ただし、年度途中に新規に加入した場合は、第1回目の納期7日前までに申請があったときは、加入届日の属する月(資格取得日から14日以内に加入の届を行った場合は、資格取得日の属する月)から年度末までの月数。</p>	<p>「所得減少」の所得割額減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="5">現年見込総所得</th> </tr> <tr> <th>33万円以下</th> <th>80万円以下</th> <th>160万円以下</th> <th>240万円以下</th> <th>320万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="5">前年総所得</th> <th>400万円超</th> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <th>400万円以下</th> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <th>300万円以下</th> <td>80%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td></td> </tr> <tr> <th>200万円以下</th> <td>90%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>100万円以下</th> <td>100%</td> <td>80%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※減免額の算定は個人単位で行います。</p>			現年見込総所得					33万円以下	80万円以下	160万円以下	240万円以下	320万円以下	前年総所得	400万円超	60%	50%	40%	30%	30%	400万円以下	70%	60%	50%	40%	30%	300万円以下	80%	60%	50%	40%		200万円以下	90%	70%	60%			100万円以下	100%	80%			
		現年見込総所得																																												
		33万円以下	80万円以下	160万円以下	240万円以下	320万円以下																																								
前年総所得	400万円超	60%	50%	40%	30%	30%																																								
	400万円以下	70%	60%	50%	40%	30%																																								
	300万円以下	80%	60%	50%	40%																																									
	200万円以下	90%	70%	60%																																										
	100万円以下	100%	80%																																											
収容・拘禁	少年院、刑務所等に1か月以上、収容・拘禁された場合、入所した月から、出所した前月までの保険料を減免することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・減免対象者の当該年度の保険料について月割計算をして得た額となります。 	所得割額・均等割額・平等割額の減免割合は100%です。																																											

〔注1〕 39ページの非自発的失業者の軽減を受けている方は、「所得が
〔注2〕 現年見込総所得には、預貯金、退職金、年金（遺族、障害を含む）活用できるものも含みます。

減少した場合」の減免の対象になりません。
む、失業給付、児童手当、仕送り及びその他臨時的所得など生活費に

※複数の減免理由に該当する場合は、減免割合が大きい方を適用します。

所得に応じた保険料の減額

前年中の世帯総所得金額が以下の基準額に該当する世帯は、世帯総所得金額に応じて、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減、または市独自に2割減免します。

また、平成30年度まで実施していた市独自減免は、令和3年度まで経過措置を適用します。

経過措置期間中の減免割合： 令和2年度5%、令和3年度3%

なお、**軽減・減免は、19歳以上の世帯員全員（所得のない方を含む）が所得申告している必要があります。**所得未申告の方（所得のない方を含む）が世帯内にいる場合、軽減（減免）対象外となりますので、申告がお済みでない方はお早めに区役所市民総合窓口課または市税事務所で所得の申告をしてください。また、**所得申告は毎年必要**となります。

※所得のない扶養家族の方であっても、扶養の申告ではなく、「被扶養者ご自身の収入がない旨の申告」が必要です。

世帯の総所得金額（基準額）	軽減等の割合
33万円以下	7割（軽減）
33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	5割（軽減）
33万円+(52万円×被保険者数)以下	2割（軽減）
下記、基準額未満	2割（減免）
200万円未満	5%（減免）

● 2割減免を適用する世帯の総所得金額（基準額）

世帯人数	1人	2人	3人	4人
基準額	122万円	173万円	212万円	244万円

※軽減（減免）対象となるのは、被保険者均等割額と世帯別平等割額です（所得割額は対象外です）。

※軽減（減免）の判定は、4月1日現在（4月2日以降に納付義務が発生した場合はその日）の世帯総所得金額で行います。世帯総所得金額とは、世帯内の国民健康保険に加入している方の所得の合計ですが、次の点を含んで判定します。

- ・世帯主の所得は、国民健康保険に加入していない場合でも加算します（擬制世帯主といいます）。
- ・公的年金所得（65歳以上）は、1人当たり最大15万円を除いた金額を使用します。
- ・分離譲渡所得については、特別控除前の金額を使用します。
- ・専業従事者控除は、適用前の金額を使用します。

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の緩和措置

国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、保険料の負担が増加する世帯について、国民健康保険料を軽減します。

- 低所得者に対する軽減
世帯員の方が移行しても、移行前の世帯の軽減を継続します。
- 世帯別平等割額の軽減
世帯員の方が移行することにより、国民健康保険の加入者が単身となる場合は、移行後5年間は世帯別平等割額を半額にし、その後3年間は1/4減額します。（介護分保険料は除く）
- 被用者保険の被扶養者に対する減免（旧被扶養者）
被用者保険加入者が、75歳になったこと等によって後期高齢者医療制度に加入することに伴い、65歳から74歳までの被扶養者が国民健康保険に加入した場合は、被扶養者の国民健康保険料について、所得割額免除、被保険者均等割額を2年間半額とし、さらに国民健康保険加入者が65歳から74歳までの被扶養者のみの場合は、世帯別平等割額も2年間半額にします（国民健康保険組合の被扶養者は除く）。
※減免適用2年後以降も所得割額免除は継続します。

納期内納付のお願い

●滞納処分について

保険料の納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状を送付するとともに納付推進センターから電話による納付案内や、職員、嘱託職員による個別訪問や文書催告などを行います。

なお、督促状にて指定された納期限までに納付がない場合、預貯金、給料等の財産を差し押さえる場合もあります。

●延滞金について

保険料を納期限までに納付しなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した額の延滞金を納付しなければなりません。

保険料を納期内に納められない場合は、必ず健康保険課で納付相談をしてください。

令和2年10月以降のご相談窓口については2ページをご覧ください。

市役所 健康保険課 徴収対策班 電話 043-245-5164